

議案第64号

大阪府都市競艇企業団規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪府都市競艇企業団規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇企業団規約（昭和27年8月11日許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="349 504 734 539"><u>大阪府都市競艇企業団規約</u></p> <p data-bbox="304 611 394 643">(名称)</p> <p data-bbox="253 663 1039 695">第1条 この企業団は、<u>大阪府都市競艇企業団</u>という。</p> <p data-bbox="304 815 519 847">(企業団の事務)</p> <p data-bbox="253 868 1099 948">第2条 <u>大阪府都市競艇企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。</p> <p data-bbox="253 1023 383 1054">以下 略</p>	<p data-bbox="1245 504 1756 539"><u>大阪府都市ボートレース企業団規約</u></p> <p data-bbox="1200 611 1290 643">(名称)</p> <p data-bbox="1149 663 2013 743">第1条 この企業団は、<u>大阪府都市ボートレース企業団</u>という。</p> <p data-bbox="1200 815 1415 847">(企業団の事務)</p> <p data-bbox="1149 868 2013 948">第2条 <u>大阪府都市ボートレース企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。</p> <p data-bbox="1149 1023 1279 1054">以下 略</p>

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。